

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成27年7月臨時府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成27年7月29日

大阪府教育委員会

○事件議決案

大阪府立箕面高等学校における生徒の負傷事故に係る損害賠償請求に関する和解の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第7条 （略）

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

大阪府立箕面高等学校における生徒の負傷事故に係る
損害賠償請求に関する和解の件について

◆事案の概要

- 平成 23 年 11 月 19 日、府立箕面高校 2 年生が、サッカー部活動中、トレーニングマシンのおもりが下りなかったため、確認しようと機械開口部に右手を入れたところ、落下したおもりにより、右中指開放骨折等の傷害を負い、後遺障がい等級 1 4 級 7 号に相当する後遺障がいが生じた。
- 当該機器は通常有すべき安全性が欠けており、設置・管理に瑕疵があるとして、大阪府を被告とした国家賠償法第 2 条に基づく損害賠償請求訴訟が、平成 25 年 8 月 30 日に大阪地方裁判所へ提起された。(訴額 6,271,130 円)
- 平成 27 年 1 月 30 日の第一審判決では、本件機器の設置・管理に瑕疵があったと認められたが、右手を差し入れた原告の過失割合を 9 割として過失相殺するのが相当とされた。
- 原告がこの判決を不服として平成 27 年 2 月 12 日に控訴したところ、大阪高等裁判所から和解が勧告された。

◆和解勧告（平成 27 年 6 月 29 日）の概要

- 控訴人（原告）の過失は 7 割 5 分（4 分の 3）程度であり、大阪府に対し、解決金として 90 万円の支払いを勧告する。

◆大阪府の対応

- 当該機器のメンテナンスを十分に行っていなかったことは事実であること。
- 判決を求めた場合、府にとって不利となることが想定されること。

以上により、大阪高裁からの和解勧告を重く受け止め、大阪府として和解勧告を受諾すると判断。和解のため議案を上程する。

第 1 号議案

大阪府立箕面高等学校における生徒の負傷事故に係る損害賠償請求に関する和解の件

平成23年11月19日大阪府立箕面高等学校において発生した生徒の負傷事故に関し、次のとおり民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定により和解する。

平成27年 7 月21日提出

大 阪 府 知 事 松 井 一 郎

相手方住所	氏 名	内 容
池田市	伊藤 翔平	<ol style="list-style-type: none">1 大阪府は、相手方に対し、本件解決金として金900,000円の支払義務があることを認める。2 大阪府は、相手方に対し、1の金員を支払う。なお、振込手数料は、大阪府の負担とする。3 相手方は、その余の請求を放棄する。4 相手方と大阪府は、本件に関し、1から3までに定めるもののほか、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。